

平成 17 年 12 月 27 日

企業会計基準委員会

企業会計基準第 6 号

## 「株主資本等変動計算書に関する会計基準」及び

企業会計基準適用指針第 9 号

# 「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」 の公表

### 公表にあたって

これまで、個別財務諸表においては、当期末処分利益の計算が個別損益計算書の末尾で表示され、株主総会における利益処分(又は損失処理)の結果を受けて、利益処分計算書(又は損失処理計算書)が開示されてきました。また、連結財務諸表においては、資本剰余金及び利益剰余金の変動を表すものとして連結剰余金計算書が開示されてきました。一方、テーマ協議会からの提言書では、株主の持分の変動に関する開示制度の導入が望まれるとされ、企業会計基準委員会(以下「当委員会」という。)で取り上げるべき検討課題としておりました。

こうした中、会社法(平成 17 年法律第 86 号)では、すべての株式会社に対して、株主資本等変動計算書の作成を求め、当該計算書を株主に送付しなければならないとされています。

当委員会では、これらの状況に鑑み、株主の持分の変動を示す計算書として、連結株主資本等変動計算書及び個別株主資本等変動計算書(以下「株主資本等変動計算書」という。)の作成方法について、検討を重ねてまいりましたが、平成 17 年 12 月 2 日の第 94 回企業会計基準委員会で標記の企業会計基準及び企業会計基準適用指針(以下「本会計基準等」という。)を承認しましたので公表いたします。

なお、会社法は平成 18 年 5 月を目途に施行されることが見込まれますが、この場合には、平成 18 年 5 月期から株主資本等変動計算書を作成し、また、平成 18 年 11 月期の間中間連結会計期間及び中間会計期間(平成 18 年 5 月に終了する中間連結会計期間及び中間会計期間)から中間株主資本等変動計算書を作成することになります。

本会計基準等につきましては、平成 17 年 8 月 30 日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、当委員会において寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で、公表するに至ったものです。

## **本会計基準等の概要**

### **■ 株主資本等変動計算書の作成目的**

株主資本等変動計算書は、貸借対照表の純資産の部の一会計期間における変動額のうち、主として、株主に帰属する部分である株主資本の各項目の変動事由を報告するために作成するものである。

### **■ 表示区分**

株主資本等変動計算書の表示区分は、企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」に定める貸借対照表の純資産の部の表示区分に従う。

### **■ 表示方法**

#### ➤ 株主資本の各項目

株主資本の各項目は、前期末残高、当期変動額及び当期末残高に区分し、当期変動額は変動事由ごとにその金額を表示する。

なお、連結損益計算書及び個別損益計算書の当期純利益（又は当期純損失）は、それぞれ、利益剰余金及びその他利益剰余金又はその内訳科目である繰越利益剰余金の変動事由として表示する。

#### ➤ 株主資本以外の各項目

株主資本以外の各項目は、前期末残高、当期変動額及び当期末残高に区分し、当期変動額は純額で記載する。ただし、当期変動額について主な変動事由ごとにその金額を表示（注記による開示を含む。）することができる。

### **■ 注記事項**

連結株主資本等変動計算書には、発行済株式の種類及び総数に関する事項、自己株式の種類及び株式数に関する事項、新株予約権及び自己新株予約権に関する事項、並びに配当に関する事項を注記し、個別株主資本等変動計算書には、自己株式の種類及び株式数に関する事項を注記する。

### **■ 適用時期**

株主資本等変動計算書は、会社法施行日以後終了する連結会計年度及び事業年度から作成する。また、中間株主資本等変動計算書は、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間及び中間会計期間から作成する。

以 上